

家庭用戸建住宅スタートプラン定義書
(おうちほっと)

平成30年2月1日実施

京葉ガス株式会社

目 次

1. 適用条件.....	1
2. 契約の締結等.....	1
3. 料 金.....	2
4. 割引適用期間.....	2
5. 契約の解約.....	2
6. その他.....	3
付 則.....	4
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法.....	5
[別表2] 料金表1.....	6
[別表3] 料金表2.....	7

家庭用戸建住宅スタートプラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 一戸建住宅または当社が一戸建住宅に準ずると認めた住宅において当社の都市ガスを使用すること。（「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。）
- (2) 小売約款 8（2）に規定する新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）が平成30年2月1日以降であること。
- (3) この定義書にもとづく契約のお申し込み日が、使用開始日が属する月の翌月を起算月として3か月後の末日まで（ただし、3か月後の末日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日まで）であること。

2. 契約の締結等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 同一需要場所において同一のお客さまが複数回申し込みをされた場合、当社は2回目以降の申し込みを承諾できないことがあります。（ただし、住宅の建て替え等により再度申し込みいただく場合を除きます。）
- (4) 契約成立日が使用開始日に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。使用開始日以降にこの定義書にもとづく契約が成立する場合は、契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日とい

たします。

- (5) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます。）、または一般ガス供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

3. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

4. 割引適用期間

この定義書にもとづく契約の契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として36か月目の月の定例検針日までを割引適用期間とします。なお、割引適用期間の料金は、別表1に定める方法で算定いたします。

5. 契約の解約

- (1) お客さまに契約違反があった場合には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (2) (1)による解約の申し出があった場合またはお客さまよりこの定義書にもとづく契約の解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に一般ガス供給約款、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定

例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、平成30年2月1日から実施します。

[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものとしたします。ただし、4に定める割引適用期間の経過後、または(3)で算定した割引額が0円の場合は、料金は、割引前料金額としたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金額に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとしたします。ただし、割引額算定の結果が別表3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一としたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円としたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 小売供給約款18(3)①から⑤の規定により料金を日割計算により算定する場合、割引上限額については次の算式により算定いたします。

(算式)

日割計算後割引上限額

$$= \text{別表3の割引上限額} \times \text{日割計算日数} / 30 \text{ (1円未満の端数切り上げ)}$$

[別表2] 料金表1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が350立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	800.28円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.73円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,150.20円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	149.23円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,970.20円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.03円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,509.70円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.06円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

[別表3] 料金表2

(1) 割引率

割引率	3パーセント
-----	--------

(2) 割引上限額（消費税等相当額を含みます）

割引上限額（1か月につき）	1,029円
---------------	--------